

岩手県告示第357号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を令和3年4月14日次のとおり国土調査として指定した。

令和3年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字千刈及び字藤沢口の各一部並びに立根町字田ノ上、字下欠、字向田、字堰口及び字岩脇の各一部並びに字堀之内
- 3 調査期間 令和3年5月6日から令和4年3月31日まで